

経営管理体制

◇総代会制度

当JAは、農業者により組織された協同組合であり、組合員の「相互扶助」の精神を基本理念に、組合員一人ひとりの意見に基づいて運営される協同組織です。正組合員により構成される総会は、JAの最高意思決定機関で、正組合員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当JAの経営に参加することとなります。

しかし、当JAでは正組合員数が非常に多く、総会を開くことが事実上困難であります。そこで、正組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を行うため総会に代えて総代会制度を採用しています。

この総代会は、正組合員一人ひとりの意見が当JAの経営に反映されるよう、正組合員の中から選挙された総代により構成され、定款・諸規程の変更・設定・廃止の決定、単年度事業計画や中期計画、理事・監事の選任等の重要事項を決議します。

当JAの総代

- (1) 任期・定数
 - ・総代の任期は3年です。
 - ・総代の定数は600人で、管内（沼津市(戸田地区・井田地区を除く)、裾野市、長泉町、清水町)18地区の選挙区ごとに総代数を定めています。
- (2) 選出方法
 - 総代は、正組合員の代表として当JAの経営に関する重要な事項を決定する役割を担っています。
 - そこで、総代の選出は、[定款附属書]総代選挙規程に基づき、それぞれの選挙区ごとに正組合員が投票する選挙により行っています。

◇当JAの機関の内容

当JAは、「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、青年担い手や女性などから理事の登用を行っています。これは、改正農協法の理事構成要件にも適合しているものです。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、監事には農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

◇地区運営委員会制度

また、当JAでは総代会とは別に、管内18地区それぞれに総代や組合員、年金友の会などの関係団体や女性部の代表者等で構成する「地区運営委員会」を設置しています。

各地区運営委員会を年間2回以上不定期に開催し、期中の事業報告や、意見・要望をうかがうなど、組合員・地域のみなさまとのコミュニケーションを大切に、経営改善に取り組んでいます。